

街平成23年度
づくり
年次報告書

2012年5月 大和市

はじめに

この報告書は、大和市みんなの街づくり条例（以下「条例」とします。）第23条（年次報告）の規定に基づいて、平成23年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況などを明らかにするために作成するものです。

また、報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめ、市内の公共施設などに配架し、広く情報提供を行います。

※ 本編及び概要版は、大和市のWEBサイトでも閲覧可能です。

◇条例第23条（年次報告）

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

平成23年度年次報告書 目次

第1章 地区計画・建築協定等の活用

1. 地区計画・建築協定等の活用	2
(1) 地区計画	
(2) 建築協定	

第2章 街づくり組織・計画・協定等

1. 地域街づくり協議会	4
(1) 地域街づくり協議会	
(2) 地域街づくり協議会を目指す組織	
2. 地区街づくり推進団体	6
3. その他の街づくり組織 — 市街地開発事業	9
(1) 大和駅周辺再開発事業関連	
(2) 土地区画整理事業関連	
(3) その他の街づくり組織	

第3章 街づくりへの支援

1. 地域街づくり協議会への支援	14
2. 地区街づくり推進団体への支援	14
3. その他の街づくり組織（市街地開発事業）への支援	14
4. 情報の提供等	15
(1) 街づくり学校	
(2) 街づくりサポーター	
(3) やまと街づくりメールマガジン	
5. 街づくり専門家の派遣等	20
6. 表彰	21

第4章 その他

1. 街づくり推進会議	23
2. 大和市屋外広告物条例の運用	24
3. 大和市景観計画・景観条例の運用	26

参考資料

資料1. 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧	28
資料2. 街づくり組織等位置図	29
資料3. 条例集（大和市みんなの街づくり条例・大和市景観条例・大和市屋外広告物条例）	30

第1章 地区計画・建築協定等の活用

1. 地区計画・建築協定等の活用

条例第7条

(1) 地区計画（都市計画法第12条の4）

地区計画は、制限内容に住民等の意見を反映し、都市計画法に基づいて市が決定します。地区内のすべての土地・建物等に効力が及び、変更や廃止をしなければ効力は永久に続きます。建物を建てる場合等には市への届け出、適合審査が必要となり、違反者には市が指導・勧告します。道路、公園等の配置のほか、建物の用途、敷地規模、高さ、壁面の位置等の制限を定めることができます。

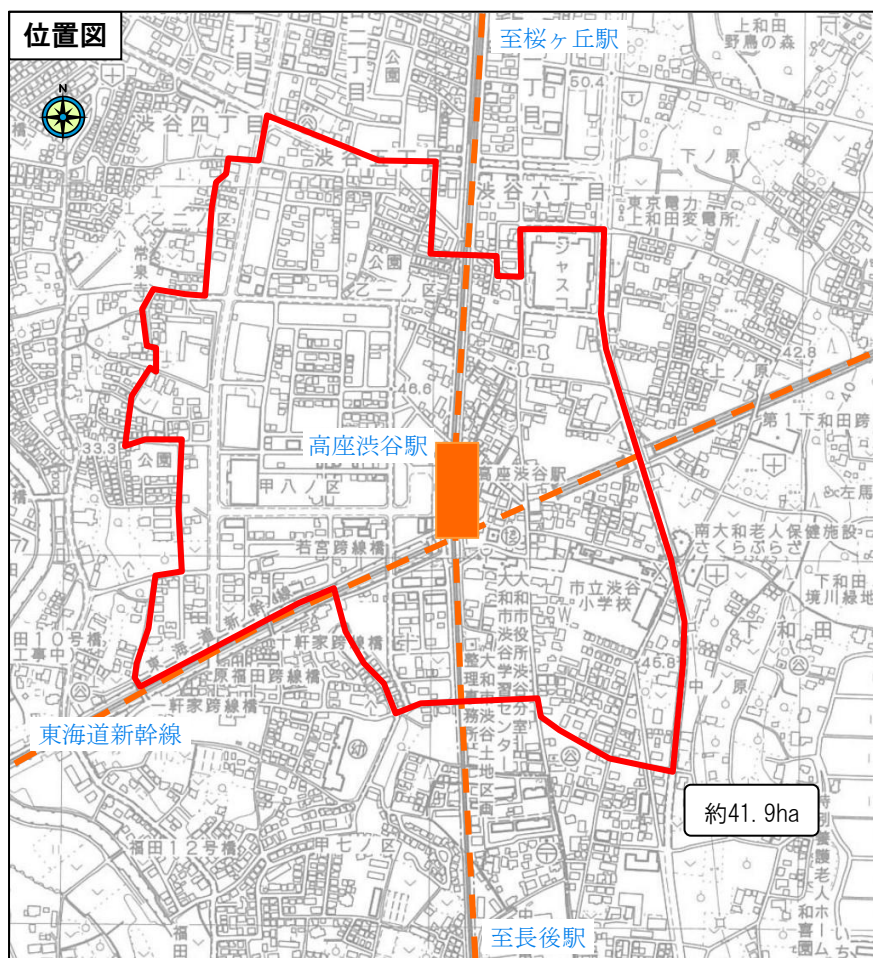
渋谷南部地区地区計画（変更）

区 域：大和市福田字乙一ノ区 ほか

告 示：平成23年9月5日

背 景：渋谷（南部地区）土地区画整理事業によって創出される良好な住宅市街地の保全と地域の商業・業務施設の集積を図り、健全な都市環境の形成保持と土地の有効利用の誘導を目的に、建築物の用途などについて基準を定めています。

制限内容：建築物等の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠制限、かき又はさくの構造の制限



1. 地区計画・建築協定等の活用

(2) 建築協定（建築基準法第69条）

建築協定は、制限内容を協定者の話し合いで決定し、建築基準法に基づいて市が認可します。協定の成立には全員の合意が必要で、合意者のみに効力が及びます。この協定には有効期間が定められ、有効期間中は土地・建物等の所有者が変わっても効力は引き継がれます。協定者による協定運営委員会によって協議・審査し、違反者に対しては民事裁判で争うことになります。建物の用途、敷地規模、高さ、壁面の位置等を定めることができます。

つきみ野6丁目6番建築協定（更新）

協定区域：つきみ野六丁目2番地 ほか

告 示：平成23年12月27日

有効期間：5年

背 景：当該地区の住民発意により、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的に、平成3年から建築物の敷地、用途について基準を定めています。

制限内容：建築物の用途、地盤の変更、土地の分割



第2章 街づくり組織・計画・協定等

1. 地域街づくり協議会

条例第8条

地域の街づくりに関する連絡調整や地域の街づくりを総合的に推進する組織です。

(1) 地域街づくり協議会（1団体）

相模大塚まちづくり協議会

活動区域：相模大塚駅周辺4自治会区域
／約130ha（相模大塚北、上草
柳西、桜森、扇野）

代表者：会長 古谷田 文隆

構成員：委員56名

設立：平成4年7月

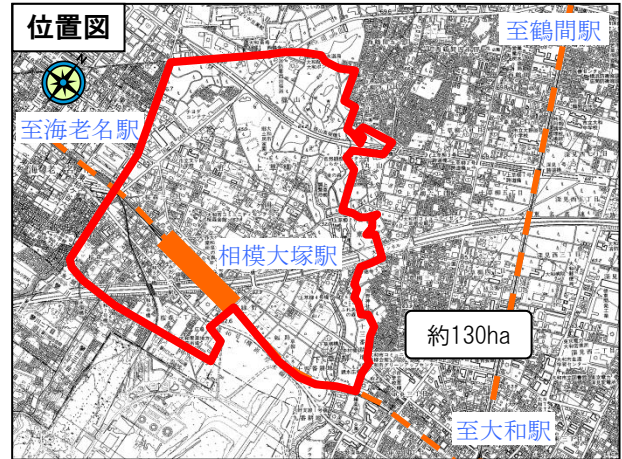
認定：平成12年6月28日
（平成24年3月認定解除）

活動内容：①定例会の開催
偶数月第3水曜日に役員による
活動計画の検討

②総会の開催
事業報告・決算報告／事業計画・収支予算の承認、役員選出

③活動PR
広報紙の発行（年に2回）

④第3回ミニまちづくり学校
開催日／平成23年10月15日（土）
テーマ／古老からふるさとの話を聞き、昔の子供の遊びを体験する集い
会場／大和市郷土民家園



▲第3回ミニ街づくり学校開催時の様子

1. 地域街づくり協議会

(2) 地域街づくり協議会を目指す組織（1団体）

つきみ野まちづくり委員会

活動区域：つきみ野自治会区域／約114ha
 （つきみ野一丁目～八丁目）

代表者：会長 但井 浩二

構成員：委員約10名

設立：平成14年7月7日

活動内容：①街づくりに関する活動

- ・定例会の開催（月1回）
- ・「つきみ野の景観づくりの方針」に基づく「景観まちづくりガイド」の発行

※つきみ野近辺の不動産店、

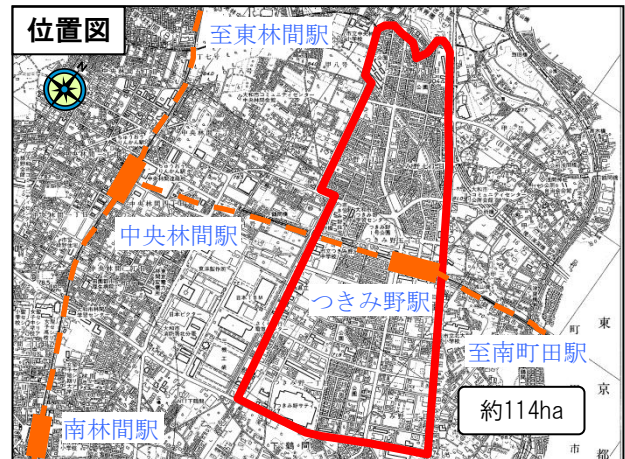
市ホームページでも閲覧することができます。

URL：<http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-seibi/tsukimachi.html>

- ・「景観まちづくりガイド」発行に伴う写真展の開催
 開催日／平成24年1月24日（火）～29日（日）
 テーマ／「私の好きなつきみ野」
 会場／つきみ野学習センター ギャラリー

②協働事業「道路環境美化ボランティアの里親制度（アダプト・プログラム）」

- ・定例清掃（月1回）の実施
- ・植栽柵へのチューリップ球根（約1000個）の一斉植栽



▲写真展開催当日の様子

2. 地区街づくり推進団体（3団体）

条例第10条

地区の街づくりを推進するための街づくり活動（ルールづくり等）を行う組織です。

南林間南一条通り商店街街づくり委員会

ルール：南林間南一条通り商店街街づくり協定
（平成22年4月27日更新）

活動区域：南一条通りに面している区域／約0.9ha
（南林間一丁目1番地先～同7番地先）

代表者：委員長 宮東 悠

構成員：委員36名

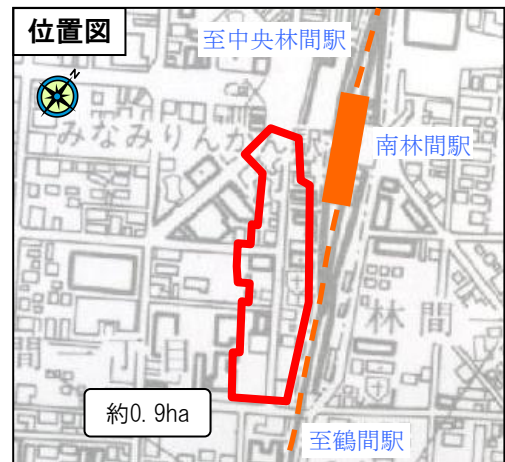
設立：昭和63年9月

登録：平成11年6月18日

目的：南林間駅西地区地区計画の趣旨に基づいて南一条通り商店街の永続的な発展と調和の取れた魅力ある街づくりを積極的に進める。

協定内容：建築形態（壁面後退、建築物の色彩、看板・広告物・日除け類）に関する事項、建築用途に関する事項、既存建築物の改修・改装時の事項、業種構成の多様化に関する事項、駐車場・駐輪場の確保に関する事項

活動内容：南林間南一条通り商店街街づくり協定の管理運営



2. 地区街づくり推進団体

千本桜街づくり委員会

ルール：千本桜地区地区計画

(平成13年7月16日告示)

活動区域：千本桜自治会区域／約10.5ha

(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、
代官一丁目地内)

代表者：会長 川口 吉造

構成員：委員26名

設立：平成11年4月

登録：平成11年6月14日

目的：「緑と坂と暮らしの地域」を基本理

念とし、引地川沿いの桜や住宅地内の緑といった水と緑に囲まれた良好な住宅地を維持・保全する。

制限内容：建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限

活動内容：①「千本桜地区申し合わせ事項」（地区計画を補完する住民間の約束ごと）の管理運営、新住民への周知・PR

②地域活性化への取組み

- ・定例会の開催
- ・街並み探索（県立境川遊水池公園）
- ・さくら祭りに参画し、地域の安全と商店街活性化を支援

③その他

- ・公園リニューアル（田中4号公園）についての活動の継続
- ・「安心・安全協力隊」への連携・協力
- ・自治会主催行事への協力



2. 地区街づくり推進団体

つきみ野6丁目街づくり委員会

ル ー ル：つきみ野6丁目地区地区計画（案）

活動区域：つきみ野六丁目全域／約11.4ha

代 表 者：委員長 坂本 登

構 成 員：委員12名

設 立：平成20年6月8日

登 録：平成20年7月7日

目 的：つきみ野6丁目地区における現在の閑静で緑の多い良好な住環境を将来にわたり維持保全していくため。

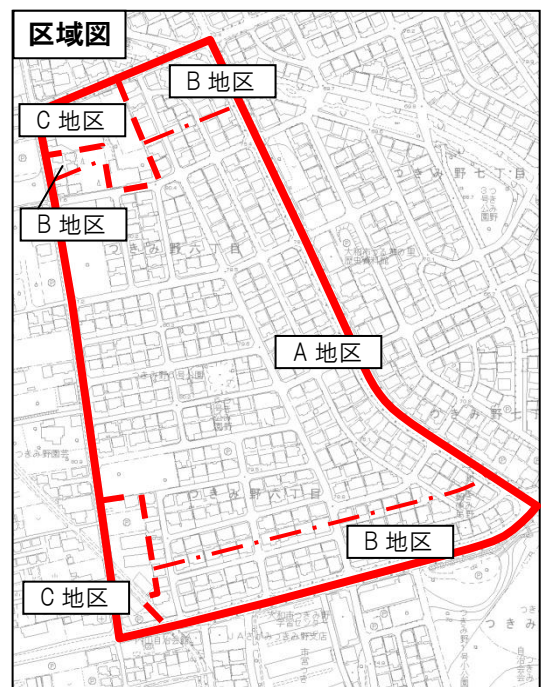
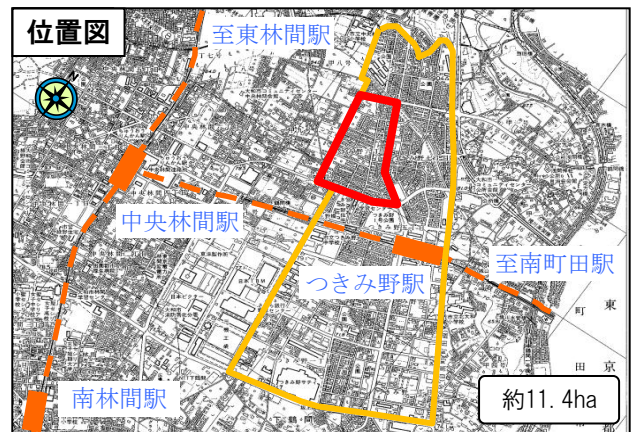
制限内容：建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限

活動内容：地区計画（案）の策定、説明会の開催等

- ・ 定例会の開催（月1回）
- ・ 地区の将来的なイメージをまとめた街づくり構想・基本方針に基づく最終ルール案の検討
- ・ 地区計画の最終案説明会の開催
- ・ 市へ地区計画原案の申し出

<登録からの主な活動経過>

- 平成20年 6月 つきみ野6丁目街づくり委員会が条例に基づく「準備組織」となる
- 7月 つきみ野6丁目街づくり委員会が条例に基づく「街づくり推進団体」に登録
- 7月 地区計画の勉強会を開催（市が街づくり専門家を派遣）
- 10月 街づくり委員会が作成した街づくり構想についてアンケートを実施
- 平成21年 9月 地区計画（案）を作成するにあたりワークショップを開催
- 12月 地区計画（案）に対する第1回意見交換会、意向調査を実施
- 平成22年 3月 「建築物等の高さ制限」に関するアンケートを実施（B地区対象）
- 4月 第2回意見交換会・意向調査を実施
- 7月 未回答者等に対する聞き取り調査を実施
- 平成23年 5月 地区計画最終案説明会の実施
- 11月 市へ地区計画原案の申し出



3. その他の街づくり組織 - 市街地開発事業

条例第20条

(1) 大和駅周辺再開発事業関連(2団体)

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新のために行う事業です。既成市街地において老朽化した建物を除却し、道路などの公共施設の整備と優良な共同建築物を整備することにより、防災性の向上を図りつつ、良質な都市空間を形成します。

大和駅東側第4地区市街地再開発組合

施行地区：大和南一丁目8、9、10番地内
／約1.2ha

代表者：理事長 蒲生 文衛

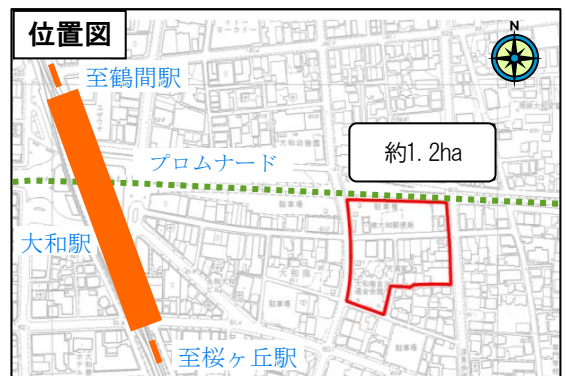
組合員：36名

設立認可：平成19年3月23日
(組合設立認可公告)

事業概要：・目的／第一種市街地再開発事業により、プロムナードと一体となった土地の高度利用と都市機能の更新により都市環境の改善を図る。

・整備方針／大和駅東側地区にふさわしいにぎわいと活力のある街づくり

活動内容：事業計画の見直し、特定業務代行者の選定



大和駅東側再開発等促進協議会

ルール：大和駅東側地区まちづくり協定
(平成10年4月1日改定)

活動区域：大和駅東側プロムナードを中心とした範囲／約7ha

代表者：会長 鈴木 英雄

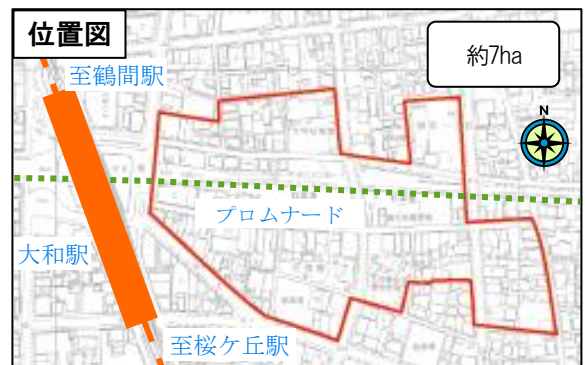
構成員：38名

設立：平成2年5月22日

目的：大和駅東側地区をにぎわいと魅力にあふれた商店街にすること。

協定内容：共同化の促進、壁面線の指定、広場・公開空地等の確保、色彩、形態、用途、工作物・広告物に係わる事項等

活動内容：大和駅東側地区まちづくり協定の管理



3. その他の街づくり組織 - 市街地開発事業

(2) 土地区画整理事業関連 (2 団体)

土地区画整理事業は、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、土地の利用増進を図る事業です。

下鶴間松の久保土地区画整理組合

施行地区：大和市下鶴間字甲四号及び乙三号の一部

／約4.9ha

代表者：理事長 目代 允信

権利者：18名

設立認可：平成21年1月19日（組合設立認可公告）

事業概要：・目的／土地区画整理事業により、農地や樹林に囲まれた地形を生かした良好な低層住宅地を形成することで、「緑と都市が共生するうおいのあるまち」の実現を図る。

・整備方針／公共施設の整備・改善により、緑と共生した良好な低層住宅地を形成する。

・防災性、安全性の向上を確保する。

・ルール化により、良好な住宅市街地の維持形成を図る。



▲従前の状況



▲整備された区画道路

3. その他の街づくり組織 - 市街地開発事業

事業内容：造成工事、換地処分、保留地売却 等

※平成23年10月の組合解散により、事業が完了した。

＜土地利用内訳＞

種 目			施行前		施工後	
			地積(m ²)	割合(%)	地積(m ²)	割合(%)
公共用地	地方公共団体所有地	道路	2,954.72	5.99	12,192.88	24.74
		公園	0.00	0.00	1,478.84	3.00
		水路	0.00	0.00	1,100.02	2.23
	合 計	2,954.72	5.99	14,771.74	29.97	
宅 地	民有地	畑	24,680.25	50.07	27,877.63	56.55
		宅地	1,976.03	4.01		
		山林	13,741.00	27.88		
		雑種地	35.00	0.07		
		計	40,432.28	82.02		
	市有地	2,362.00	4.79			
合 計	42,794.28	86.82	27,877.63	56.55		
保留地			—	—	6,644.00	13.48
測量増減			3,544.37	7.19	—	—
総 計			49,293.37	100.00	49,293.37	100.00

3. その他の街づくり組織 - 市街地開発事業

下福田（引地川流域）地区土地区画整理組合設立準備会

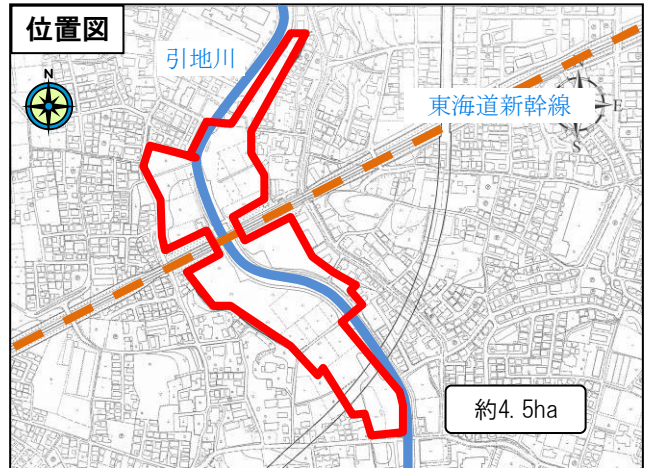
施行地区：大和市福田字甲四ノ区字甲五ノ区
の各一部／約4.5ha

代表者：代表 関水 正幸

構成員：34名

準備会設立：平成20年5月12日

事業概要：・目的／土地区画整理事業により、下福田の引地川流域地区における「緑と都市が共生する健全な市街地」の実現を図る。



活動内容：土地区画整理事業の実現に向けた合意形成



▲現在の下福田地区の様子

3. その他の街づくり組織 - 市街地開発事業

(3) その他の街づくり組織

内山の街づくりを考える会

活動地区：内山地区／約42.8ha

代表者：会長 鎌田 幸雄

構成員：運営委員等30名

設立：平成14年に「内山を住みよくする会」として設立（平成18年より現在の名称に変更）

目的：地域の豊かな緑や地域性を活かし、安全で快適な生活環境を作り出すための調査研究を行い、行政と協力し、住み良い街づくりを計画的に進める。

活動内容：①街づくりに関する活動

- ・定例会の開催（月1回）
- ・総会の開催（5月）
- ・ホームページの運営及び街づくり通信の発行
- ・地権者による内山の市街地整備等検討準備会設立に向けた活動

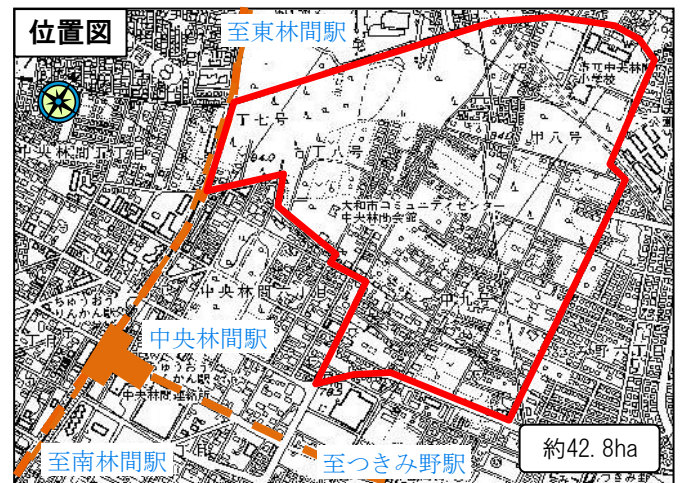
②つるまの森保全活動

つるまの森の保全協力組織との連携

③児童の安全に関する活動

中央林間小学校PTAの会への参画

その他：平成24年度以降は、考える会とは別に市街化調整区域の計画的な市街地整備に向けた活動を行うための「内山の市街地整備等検討準備会」を設立し、そのサポートを行う。



第3章 街づくりへの支援

1. 地域街づくり協議会への支援

条例第16条

- ・職員が定例会に出席し、活動に対する助言や質問に答えるなどの対応を行っています。
- ・地域街づくり協議会への助成を行っています。

補助金交付の実績 相模大塚まちづくり協議会／50,000円
【内訳】広報紙の印刷費 など

2. 地区街づくり推進団体への支援

条例第17条

- ・職員が定例会に出席し活動に対する助言や質問に答えるなどの対応を行っています。
- ・事業者が開発や建築行為などを行う際、街づくり協定を説明し、協力を依頼しています。
- ・地区街づくり推進団体への助成を行っています。

補助金交付の実績 つきみ野6丁目街づくり委員会／1,760円
【内訳】最終ルール案の印刷費 など

3. その他の街づくり組織（市街地開発事業）への支援

条例第20条

- (1) 大和駅周辺再開発事業関連
 - ①大和駅東側第4地区市街地再開発組合
 - ・事業施行に対する指導助言、施設計画案に関する調整等
 - ②大和駅東側再開発等促進協議会
 - ・窓口にて、街づくり協定の説明、協力依頼
- (2) 土地区画整理事業関連
 - ①下鶴間松の久保土地区画整理組合
 - ・組合に対する技術的な指導助言
 - ・大和市土地区画整理事業助成規則に基づく助成
 - ②下福田（引地川流域）地区土地区画整理組合設立準備会
 - ・組合設立に向けての指導助言
 - ・大和市街づくり事業準備活動補助金交付要綱に基づく助成
- (3) その他の街づくり組織
 - ①内山の街づくりを考える会
 - ・活動に対する助言、勉強会等への街づくり専門家の派遣
 - ・準備組織発足に向けての指導助言

4. 情報の提供等

条例第18条

(1) 街づくり学校

街づくり学校は市民の自主的な街づくり活動を支援するため、講義やワークショップ、現地視察等により、街づくりの考え方や知識、技術を学ぶ講座で、平成9年度から内容別に「基礎」「専修」「ゼミ」の3コースを実施しています。

これまでに全21コース88回開催し、延べ約508名が参加、受講しました。

ゼミコース 第6期

テーマ：「新しい地域づくり」

東日本大震災発生により地域コミュニティの重要性が見直される中、現在抱えている地域の課題や問題点を発見し、地域の新しい繋がり方や考え方について学びました。

会場：市役所本庁舎5階 研修室 ほか

参加者：26名

講師：吉田 洋子氏(吉田洋子まちづくり計画室)、竹谷 康生氏(さかえ住宅環境フォーラム会長)



▲吉田 洋子氏



▲竹谷 康生氏

第1回

地域づくりの課題、事例を知る

～実際の事例やそれぞれの地域が抱える課題の発見等～

／6月4日(土) 9:30～12:00

横浜市さかえ住環境フォーラム会長の竹谷氏より地域のコミュニティをつくる手法や工夫についての事例紹介と自分が住んでいる地域の現状を確認しました。



第2回

地域が抱える課題を見出す

～グループごとに研究テーマの決定～

／6月18日(土) 9:30～12:00

吉田氏より他市での地域活性の工夫や活動内容についての事例紹介と、各グループで地域課題を抽出し自分達に関わる工夫について話し合いました。



作業日 各グループが集合しての作業：第2回と第3回の間、グループごとに調査研究・発表準備

第3回

新しい地域づくりを考える

～グループごとに発表準備・発表・講評～

／7月2日(土) 9:30～12:00

グループ毎に前回話し合った内容をグループワークによりまとめ、研究したテーマについての発表、意見交換をしました。



基礎コース 第6期

テーマ：「街づくり入門」

街づくりとは何か、土地利用や家の建て方に関する基本的なルールを始め、鶴間駅周辺を街歩きしながら、建築協定などがどのように街へ反映されているかなどを学びました。

会場：市役所本庁舎5階 研修室 ほか

参加者：22名

講師：杉崎 和久氏（街づくりコーディネーター）



▲杉崎 和久氏

第1回

街の姿・家の形を決めるルールを学ぶ
～都市計画とは？建ぺい率・容積率とは？…～

／10月1日（土）10：00～12：00

街づくりの定義をはじめ、用途地域の規制内容や建ぺい率・容積率の意味など、都市計画で定められている規制内容について講義を受けました。



第2回

地域独自のルールを作る
～地区計画・建築協定・街づくり協定など～

／10月15日（土）10：00～12：00

つきみ野6丁目5番地、鶴間台6区の建築協定や府中市の景観協定などの事例について紹介を受けながら街づくり協定や建築協定、地区計画など、街づくりを進めていく上で作成することができる独自のルールや内容について学びました。



第3回

街を点検してみる～タウンウォッチング～

／10月29日（土）10：00～12：00

グループに分かれ、街歩きのポイントや方法について説明を受け、実際に鶴間駅周辺の街を歩き、気が付いたところなどをワークショップによりまとめ、発表を行いました。



専修コース 第7期

テーマ：「人をつなげる街づくりー地域公共交通」

現在本市における地域公共交通の課題発見、実際に地域で取り組まれている事例紹介、課題に対しどのように解決していくかを学びました。

会場：市役所本庁舎5階 研修室 ほか

参加者：24名

講師：清水 弘子氏（NPO法人 かながわ福祉移動

サービスネットワーク／関東運輸局 地域公共交通マスター）

伊藤 雅春氏（有限会社 大久手計画研究所）



▲清水 弘子氏



▲伊藤 雅春氏

第1回

地域公共交通とは？

～市民参加でつくる地域交通の事例紹介～

／2月11日（土）10：00～12：00

市内の地域で使われている移動手段やこれまでの移動手段の変化、その原因などを確認し、他の自治体で現在活動している移動サービスやその制度、仕組みについて紹介されました。



第2回

地域公共交通を考えよう①

～関連法令と大和市で取り組まれている交通施策～

／2月25日（土）10：00～12：00

グループに分かれて、市の公共施設や地域公共交通に関する法的な解釈について説明を受けた後、自分達が住んでいる地域で見られる移動手段の課題について話し合いました。



<他市見学>他市で見られる地域公共交通の見学：

①厚木市森の里「ぐるっと」

②川崎市麻生区高石地区「山ゆり号」

第3回

地域公共交通を考えよう②

～グループワーク・発表・意見交換～

／3月10日（土）10：00～12：00

現在市内を走っている「のろっと」と「のりあい」の違いや、現在地域公共交通を走らせるにあたってハードルとなっている課題とその解決策について、伊藤氏とともにワークショップによりまとめ、発表・意見交換を行いました。



4. 情報の提供等

(2) 街づくりサポーター

街づくりサポーター制度は、街づくり学校の基礎コース、専修コース、ゼミコースを全て修了し登録していただくことにより、市の街づくり事業のお手伝いをしていただくことのできる制度です。平成16年から「街づくりすと」制度としてスタートしましたが、平成22年度に登録された方々の役割を一部見直し、新たにサポーター制度としてスタートしました。

また、街づくりサポーターの集いを開催し、サポーター同士の意見や情報の交換も行っています。平成23年度は、サポーターの集いを2回開催しました。

登録者：23名（平成23年度 新規登録者3名）

街づくりサポーターの集い

第9回／7月16日（土）10：00～12：00

会場：市役所会議室棟 102会議室

参加者：9名

年次報告書に基づいて平成22年度の街づくりの活動状況の報告と、今後の街づくりサポーターのあり方について話し合いました。



第10回／3月3日（土）10：00～12：00

会場：市役所本庁舎5階 第5会議室

参加者：11名

街づくりサポーター制度の内容を再確認した上で、来年度の活動内容について話し合いました。



(3) やまと街づくりメールマガジン

やまと街づくりメールマガジンは、街づくりに関連する情報を配信登録された方々にお送りしています。

配信先：市民 47名・市職員 39名

平成23年度 やまと街づくりメールマガジン配信号（配信日）

第10号（7月22日）

【トピックス】

- 街づくり学校ゼミコース「新しい地域づくり」終了！
- 街づくりサークル報告／総会開催の結果報告
- 「伝えたい 残したい やまとの景観」より 第6回

第11号（9月22日）

【トピックス】

- 街づくり学校基礎コース「街づくり入門」の参加者募集中 締め切り間近！
- 第16回大和市街づくり賞 候補事例を募集中！
- 「屋外広告の日」違反屋外広告物除却キャンペーンを実施しました
- 「伝えたい 残したい やまとの景観」より 第7回

第12号（1月11日）

【トピックス】

- 写真展「私の好きなつきみ野」を開催します！
- 街づくり学校専修コース「人をつなげる街づくりー地域公共交通」参加者募集
- 「大和市みんなの街づくり条例」改正に伴うパブリックコメントの実施について
- 「伝えたい 残したい やまとの景観」より 第8回

第13号（4月13日）

【トピックス】

- 平成23年度大和市街づくり賞表彰式を開催しました
- 大和市みんなの街づくり条例が改正されました
- 平成23年度街づくり年次報告書を発行します！
- 「伝えたい 残したい やまとの景観」より 第9回

5. 街づくり専門家の派遣等

条例第19条

街づくり組織や市民が自主的に行う街づくり活動、市の街づくり関連事業に対し、街づくり専門家を派遣するものです。

<派遣実績>

平成23年度			
派遣先	派遣内容	派遣回数	累計人数
市	街づくり学校（基礎コース・専修コース・ゼミコース）	9回	11名
	平成23年度大和市街づくり賞 ディスカッション パネラー	1回	3名
	合 計	10回	14名

<登録状況（派遣区分別）>

派遣区分	登録専門分野	登録人数
事業化	再開発	11名
	区画整理	7名
	市街地開発	1名
	建設コンサルタント	2名
	その他	3名
事業化・ 都市デザイン	事業化・都市デザイン	1名
住民街づくり	まちづくり	14名
	市民活動支援	1名
	景観全般	3名
	宅地化	3名
	都市計画 （都市計画まちづくり／都市計画・都市整備計画も含む）	6名
	防災（防災まちづくり）	4名
	ワークショップ	1名
	合 計	65名
景観・ 都市デザイン	景観（景観まちづくりも含む）	6名
	都市デザイン	1名
	建築デザイン	1名

※平成5年から累計284件、登録者は65名となっています。

6. 表彰

条例第22条

大和市街づくり賞

大和市街づくり賞とは、快適な街づくりを推進し、大和らしいまちを創造することを目的に、良好な街並みの創造に寄与している建築物やオープンスペースなどの空間、ちょっとした工夫によりまちに彩りを与えている事例、地域の街づくりに貢献した個人や団体を表彰する制度です。市民の皆さまからの自薦・他薦によりご応募いただき、「街づくり推進会議」の選定に基づき、市長が決定します。

第16回目となる平成23年度は、景観の観点から優れ、特に安全性や省エネに配慮している事例を対象に募集しました。選考の結果、24件の応募の中から4事例が選ばれました。

平成23年度（第16回）大和市街づくり賞 開催概要

目 的：快適な街づくりを推進し、大和らしいまちの創造に寄与している事例を表彰

募集対象：事例部門／景観に優れ、特に安全性や省エネに配慮した事例

募集期間：平成23年9月1日（木）～10月17日（月）

選考の流れ：

平成23年	8月	準備／対象部門の決定・選考内容の審議・確認
	9月	募集／街づくり賞 事例募集
	11月	選考／推進会議で現地を視察後、応募事例の選考・審議
	12月	結果／推進会議の意見を基に市長により決定
平成24年	3月	表彰／表彰式の開催

表 彰 式：日 時／平成24年3月24日（土）15：00～17：00

会 場／FLAT HOUSE cafe（中央林間三丁目）

出席者／27名

内 容／・表彰式（講評、表彰状・記念品授与、市長挨拶、記念写真撮影）

・ディスカッション／テーマ「景観を活かした街づくり」

パネラー 吉田 洋子氏（吉田洋子まちづくり計画室）

菅 孝能氏（株式会社 山手総合計画研究所）

相原 聰氏（有限会社 相原聰建築設計事務所）



▲平成23年度（第16回）表彰の様子

6. 表彰

平成23年度（第16回）大和市街づくり賞 受賞事例

FLAT HOUSE cafe

所在地／中央林間三丁目

所有者／眞鍋 三保氏

推薦者／小杉 皓男氏



市川邸

所在地／下鶴間

所有者／市川 潔氏

推薦者／岩崎 清昭氏



下鶴間山谷北土地区画整理事業

所在地／下鶴間

所有者／東京急行電鉄株式会社

推薦者／自薦



イオン大和ショッピングセンター

所在地／渋谷（南部地区）土地区画整理事業地区内

所有者／イオンリテール株式会社

推薦者／田中 哲夫氏



第4章 その他

1. 街づくり推進会議

街づくり推進会議は、街づくり・景観・屋外広告物に関する重要事項の調査審議を目的に設置された、市の附属機関です。平成23年度は5回開催しました。

＜街づくり推進会議 委員＞ 任期：平成23年4月1日～25年3月31日

相原 聰（関係団体委員）	菅 孝能（知識経験委員）
饗庭 伸（知識経験委員：会長）	中川 憲造（知識経験委員）
麻生 龍雄（関係団体委員）	星野 澄佳（市民委員）
井上 新一（地域街づくり協議会代表者）	松本 久美（知識経験委員）
笠井 誠（市民委員）	吉田 洋子（知識経験委員：会長職務代理）
須賀 良二（市民委員）	＜50音順 敬称略＞

＜会議内容＞

開催回数	開催日
	主な議事内容
第1回	平成23年 6月 2日（木）
	・委嘱式 ・平成22年度年次報告について
第2回	平成23年 8月11日（木）
	・平成23年度大和市街づくり賞について①—企画概要の決定 ・大和市屋外広告物条例施行規則の改正について
第3回	平成23年11月10日（木）
	・平成23年度大和市街づくり賞について②—事例選定作業 ・松の久保土地区画整理事業事後評価について①
第4回	平成24年 1月17日（火）
	・松の久保土地区画整理事業事後評価について②
第5回	平成24年 3月 5日（月）
	・平成23年度年次報告について ・来年度の議題について

※各会議の議事録については、ホームページをご覧ください。

URL：<http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-seibi/msk.html>

2. 大和市屋外広告物条例の運用

平成18年4月に、市が景観行政団体*となったことにより、景観を構成する重要な要素の一つである屋外広告物について、市独自の許可基準などを定めることができました。

そこで、市では、景観行政と屋外広告物行政を一体的に取り組み、大和の景観特性に合わせた街づくりを推進するため「大和市屋外広告物条例」を制定し、平成20年4月から運用しています。

※景観行政団体…

景観行政を一元化し、意欲のある市町村が景観行政の担い手となるための制度で、都道府県・政令市・中核市は自動的に、その他の市町村は都道府県の同意の上で景観行政団体となります。景観行政団体は、良好な景観形成のための規制の内容を定めた「景観計画」を作成するほか、屋外広告物の掲出基準を条例化できます。

大和市屋外広告物条例の概要



屋外広告物の許可事務

良好な景観形成、風致の維持又は公衆に対する危害防止のために、特定の地域や場所で広告物の掲出を禁止し（禁止地域）、それ以外の地域や場所では許可を受けて広告物を掲出する（許可地域）こととしています。

このほか、禁止地域や許可地域に係わらず街路樹やガードレールなど広告物を掲出してはいけない物件（禁止物件）や、どんな場所にも掲出してはいけない広告物（禁止広告物）も定めています。

許可地域内で屋外広告物を表示、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする場合は、市長の許可を受ける必要があります。

2. 大和市屋外広告物条例の運用

<屋外広告物許可件数実績>

	許可件数
申請数	184
物件数	3,405

違反屋外広告物除却協力員制度

市では、屋外広告物法の規定に基づき、大和市屋外広告物条例に違反するはり紙、はり札及び立看板の除却を行うため「大和市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱」を定めて、違反屋外広告物除却協力員の登録制度を運用しています。

平成23年度には、新たに17名の方が登録をされたことにより、現在、313名の市民の方に違反屋外広告物除却協力員としてご協力いただいています。

今後も、違反広告物（はり紙、はり札等）を排除するため、市民の皆さんと行政が連携して除却活動に取り組み、快適な街づくりを目指します。

3. 大和市景観計画・景観条例の運用

大和らしい魅力ある景観を創造していくため、平成8年にやまと景観マスタープランを策定し、景観形成施策を進めてきました。そのような中、平成16年に景観法が制定され、自治体の自主的な取り組みであった景観づくりに法的な根拠が整えられました。

そこで、これらの施策をより実効性のあるものとするため、景観法に基づいた大和市景観計画と大和市景観条例を定め、平成20年10月から運用しています。

大和市景観計画・景観条例の概要

目的：景観計画及び景観条例に基づいた実効性のある景観誘導への取り組み、良好な景観形成の推進。

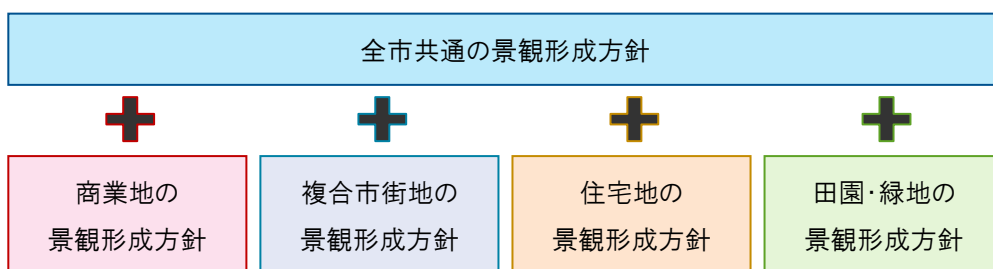
区域：市内全域

概要：■一定規模以上の建築行為等について、法、条例に基づいた届出及び事前協議を義務付け、行為に対する制限事項※を設定。

※制限事項は、建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物の外装の色彩、擁壁の形態意匠、木竹の伐採後の対処方法とする。

■望ましい景観の姿（景観形成方針）を提示。

- ・市域を土地利用状況等により、4つの区分（商業地、複合市街地、住宅地、田園・緑地）に分類し、それぞれの区分ごとに景観形成方針を設定した。
- ・景観形成方針は全市共通の方針と、それぞれの区分ごとの方針とで構成する。



■景観資源の活用

- ・景観資源となる道路、河川等の公共施設や建造物、樹木を生かした景観づくりを進めていくために、その整備や保全などの基本方針を定めた。

■その他の景観づくり施策

- ・地区の景観特性を生かし、魅力を高める景観づくりを進めていくべき地区を「景観づくり促進地区」に位置付け、景観づくりに関する取り組みを進める。

3. 大和市景観計画・景観条例の運用

<景観協議届出の対象規模と届出件数実績>

行 為	対象規模	届出件数
建築物の建築等	①高さが10mを超えるもの ②延べ面積が1,000㎡以上のもの	15
工作物の建設等	高さ10mを超えるもの（擁壁は高さ5mを超えるもの）	12
木竹の伐採	伐採する区域の面積が500㎡以上のもの	4
合 計		31



指導前



指導後

▲改修時に屋外広告物条例と景観計画・景観条例に基づき指導を行った例

参考資料

資料 1. 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

地区計画

…平成23年度に定められたルール

名 称	告示日	背 景
1 南林間駅西地区地区計画	H 8. 5. 10	地元発意による商業活性化のため
2 神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
3 渋谷北部地区地区計画	H11. 1. 22	〃
4 千本桜地区地区計画	H13. 7. 16	地元発意による住環境保全のため
5 大和駅東側第4地区地区計画	H18. 2. 27	市街地再開発事業に合わせて、良好な街並みの形成を図るため
6 下鶴間高木地区地区計画	H19. 6. 29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
7 下鶴間山谷北地区地区計画	H23. 3. 1	〃
8 渋谷南部地区地区計画	H23. 9. 5	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため (既存の計画の変更)

建築協定

…平成23年度に定められたルール

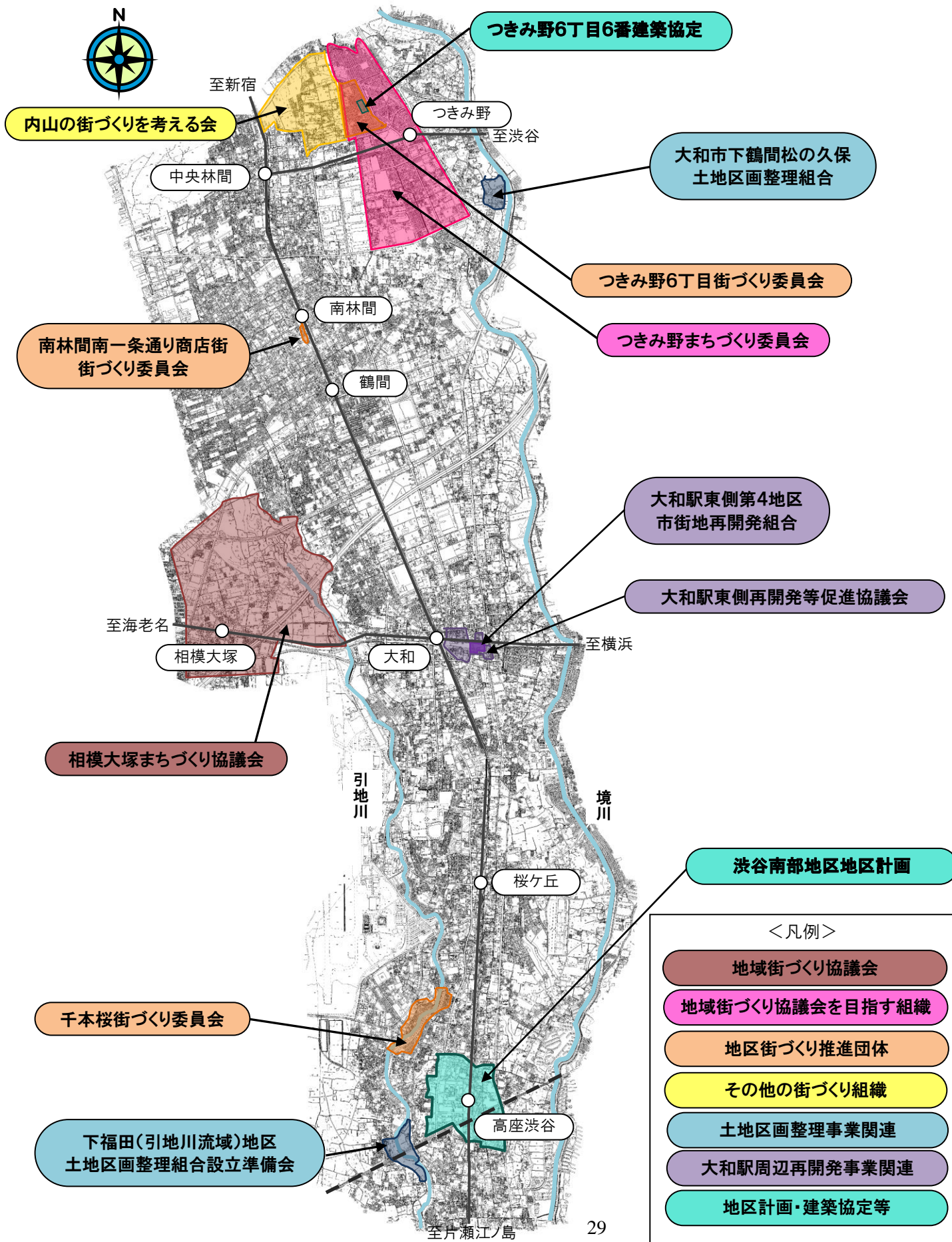
…平成23年度から手続きをしているルール

名 称	公告日(期間)	背 景
1 鶴間台6区建築協定	H14. 7. 22 (永年)	住宅地としての環境の維持増進のため
2 コートアベニューつきみ野建築協定	H14. 12. 9 (10年)	分譲宅地開発のため
3 つきみ野8丁目13番地建築協定	H15. 4. 1 (10年)	地元発意による住環境保全のため
4 あきしの台分譲地建築協定	H17. 10. 19 (10年)	分譲宅地開発のため
5 つきみ野一丁目第三建築協定	H17. 11. 8 (10年)	地元発意による住環境保全のため
6 大和柳橋建築協定	H18. 3. 14 (10年)	分譲宅地開発のため
7 つきみ野7丁目第2建築協定	H18. 9. 21 (10年)	地元発意による住環境保全のため
8 つきみ野6丁目9番建築協定	H18. 10. 25 (10年)	〃
9 つきみ野7丁目第1建築協定	H18. 12. 1 (10年)	〃
10 つきみ野6丁目1番地地区建築協定	H19. 7. 30 (10年)	〃
11 つきみ野7丁目1-4地区建築協定	H20. 3. 18 (10年)	〃
12 つきみ野7丁目1区3組建築協定	H20. 3. 18 (10年)	〃
13 つきみ野7丁目第7組建築協定	H20. 5. 13 (10年)	〃
14 つきみ野8丁目10番地・14番地地区建築協定	H20. 8. 11 (10年)	〃
15 つきみ野7丁目1区6組建築協定	H20. 7. 8 (10年)	〃
16 相鉄上和田第3地区建築協定	H20. 11. 12 (10年)	〃
17 つきみ野6丁目5番地建築協定	H21. 6. 23 (10年)	〃
18 西鶴間8丁目(44組)建築協定	H22. 8. 11 (10年)	分譲宅地開発のため
19 つきみ野6丁目8番地建築協定	H23. 1. 11 (2年)	地元発意による住環境保全のため
20 つきみ野6丁目6番建築協定	H23. 12. 27 (5年)	地元発意による住環境保全のため(更新)
21 つきみ野6丁目第一建築協定	検討中	〃
22 つきみ草建築協定	更新手続き中	〃
23 つきみ野6丁目7番地建築協定	検討中	〃

街づくり協定

名 称	認定日	更新日	背 景
1 南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11. 7. 14	H22. 4. 27	地元発意による商業活性化のため

資料2. 街づくり組織等位置図



資料3. 条例集

(旧) 大和市みんなの街づくり条例 (平成10年3月26日公布)

※一部改正した条例を平成24年4月1日に施行しました。改正条例は32ページをご覧ください。

目次

- 第1章 総則 (第1条～第7条)
- 第2章 地域街づくり協議会 (第8条・第9条)
- 第3章 地区街づくり推進団体 (第10条・第11条)
- 第4章 街づくり協定 (第12条)
- 第5章 開発事業 (第13条～第15条)
- 第6章 街づくりへの支援 (第16条～第22条)
- 第7章 雑則 (第23条・第24条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」という。) 第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 本市内において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 地区 地域における一定の区域をいう。
- (3) 住民等 地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

(基本理念)

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

(市民の責務等)

第5条 市民は、前条に定める街づくりの基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

(地区計画、建築協定等の活用)

第7条 市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会

を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画 (法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。)、建築協定 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。) 及び第12条に規定する街づくり協定を活用するように努めなければならない。

第2章 地域街づくり協議会

(地域街づくり協議会)

第8条 市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。

(1) その構成員が住民等であること。
(2) その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地域街づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例 (昭和33年大和町条例第9号) の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議 (以下「推進会議」という。) の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

(地域街づくり計画)

第9条 市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりを推進するために地域の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定することができる。

2 地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第3章 地区街づくり推進団体

(地区街づくり推進団体)

第10条 市長は、地区の街づくりを推進することを目的とした団体で、別に定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなければならない。

(地区街づくり方針)

第11条 市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりを推進するために定めた活動の具体的な方針を、地区街づくり方針として認定することができる。

2 地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

資料3. 条例集

第4章 街づくり協定

- 第12条 市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする住民等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができる。

第5章 開発事業（第13～15条 削除）

第6章 街づくりへの支援

（地域街づくり協議会への助成）

- 第16条 市長は、地域街づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

（地区街づくり推進団体への助成）

- 第17条 市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。

（情報の提供等）

- 第18条 市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

（街づくり専門家の派遣等）

- 第19条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

（市街地開発事業への支援）

- 第20条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

（地区施設等への支援）

- 第21条 市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

（表彰）

- 第22条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動及び街づくりの事例を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

第7章 雑則

（年次報告）

- 第23条 市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（委任）

- 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条（街づくり協定に関する部分に限る。）、第8条から第

12条まで、第16条、第17条、第18条（地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。）、第19条（地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。）、第21条（街づくり協定に関する部分に限る。）及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

〔次のよう〕略

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

資料3. 条例集

(新) 大和市みんなの街づくり条例 (平成24年3月29日公布)

目次

- 第1章 総則 (第1条-第7条)
- 第2章 地区街づくり準備会 (第8条・第9条)
- 第3章 地区街づくり協議会 (第10条-第13条)
- 第4章 地区街づくり計画 (第14条-第16条)
- 第5章 地区のルールづくり (第17条-第20条)
- 第6章 街づくりへの支援等 (第21条-第26条)
- 第7章 雑則 (第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき定めた大和都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）の実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地区 本市内において、身近な生活の場でのつながり又は歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。

(2) 住民等 地区内に住所を有する者並びに地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

(基本理念)

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。（市民の責務等）

第4条 市民は、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2 市民は、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

3 市民は、その市民活動を行うに当たっては、自らが策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重するよう努めなければならない。（事業者の責務）

第5条 事業者は、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するとともに、住民等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重するよう努めなければならない。（市の責務）

第6条 市は、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるとともに、住民等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールに配慮するよう努めなければならない。

3 市は、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うよう努めなければならない。（地区計画、建築協定等の活用）

第7条 市民、事業者及び市長は、地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画（法第12条の

4第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。））、建築協定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。））及び第17条に規定する地区街づくり協定を活用するよう努めなければならない。

第2章 地区街づくり準備会

(地区街づくり準備会の登録)

第8条 市長は、地区の街づくりを推進するため、計画やルールづくりに関する学習及び活動を目的とした住民等の団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地区街づくり準備会（以下「準備会」という。）として登録することができる。

(1) 活動区域がおおむね適切に設定されていること。

(2) 住民等の自由な参加が認められていること。

(3) 原則として3人以上の参加があること。

(4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、準備会を登録したときは、その旨を公表するとともに、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）に報告しなければならない。

(地区街づくり準備会の登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による準備会の登録を取り消すことができる。

(1) 前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 準備会から、やむを得ない理由により登録の取消しの申出があったとき。

(3) 次条第1項の規定による認定を受けたとき。

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による登録の取消しを行う場合においては、前条第3項の規定を準用する。

第3章 地区街づくり協議会

(地区街づくり協議会の認定)

第10条 市長は、地区の街づくりを推進するため、地区の計画的な土地利用等の計画及びルールづくり並びにそれらの維持管理等に関する活動を目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地区街づくり協議会（以下「協議会」という。）として認定することができる。

(1) 原則として、5,000平方メートル以上の連続した一体の区域を対象としていること。

(2) 住民等の自由な参加が認められていること。

(3) 協議会の設立について、住民等、関係商工業団体等への周知活動が十分に行われ、かつ、規則で定める数の住民等の合意を得ていること。

(4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、協議会の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。（地区街づくり協議会の認定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による協議会の認定を取り消すことができる。

(1) 前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 協議会から、やむを得ない理由により認定の取消しの申出があったとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

資料3. 条例集

第6章 街づくりへの支援等

(地区街づくり協議会等への助成)

第21条 市長は、準備会及び協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

第22条 市長は、準備会、協議会その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

第23条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、準備会、協議会等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

第24条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

第25条 市長は、地区計画、建築協定及び協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第26条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動、街づくりの事例等を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

第7章 雑則

(年次報告)

第27条 市長は、市民の街づくり活動の状況、これに対する支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条（街づくり協定に関する部分に限る。）、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条（地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。）、第19条（地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。）、第21条（街づくり協定に関する部分に限る。）及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

〔次のよう〕略

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成19年条例第41号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の大和市みんなの街づくり条例の規定により地域街づくり協議会として認定され、又

は地区街づくり推進団体として登録を受けている者で、既に地区街づくり計画等を定め、又はその手続を行っているものは、改正後の大和市みんなの街づくり条例第10条第1項の規定による協議会として認定されているものとみなす。

資料 3. 条例集

大和市景観条例（平成20年3月28日公布）

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 景観計画（第4条・第5条）
- 第3章 事前協議（第6条－第8条）
- 第4章 行為の制限等（第9条－第13条）
- 第5章 景観資源（第14条）
- 第6章 促進地区（第15条－第19条）
- 第7章 支援（第20条）
- 第8章 雑則（第21条－第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市の特性を生かした良好な景観の形成に関する手続その他必要な事項を定めることにより、大和らしい魅力ある景観の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（国等に対する協力要請）

第3条 市長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体及び公共団体に対し、本市の良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

（景観計画の策定手続等）

第4条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（景観形成方針への適合）

第5条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合するよう努めなければならない。

第3章 事前協議

（事前協議）

第6条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為（規則で定める行為を除く。）をしようとする者（以下「行為者」という。）は、当該届出をするまでに、市長と協議を行わなければならない。

2 行為者は、前項に規定する協議を行うに際して、市長に対して協議書その他の規則で定める図書を提出しなければならない。

（助言又は指導）

第7条 市長は、前条第1項に規定する協議に際して、行為者に対し、良好な景観の形成のため必要な助言又は指導をすることができる。

（事前協議の完了）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する協議が完了したと認めるときには、行為者に対し、当該協議が完了した旨及び良好な景観形成のため行うべき措置を記載した書面を交付するものとする。

第4章 行為の制限等

（行為の届出）

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、同条

第1項に規定する事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に規定する図書

(2) 計画概要書、景観チェックシートその他の規則で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な行為）

第10条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、木竹の伐採で、その伐採区域の面積が500平方メートル以上のものとする。

（届出の適用除外）

第11条 法第16条第7項第11号の景観行政団体の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第3号に規定する行為（前条に規定する行為及び擁壁を建設する行為を除く。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない行為

ア 建築物の新築、増築、改築又は移転で、その高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。イにおいて同じ。）が10メートルを超えるもの又は延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。イにおいて同じ。）が1,000平方メートル以上のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が1,000平方メートル以上のものであって、当該行為に係る部分が当該建築物の見付面積（1つの面における垂直投影面積をいう。以下同じ。）の2分の1以上のもの

ウ 工作物（建築基準法施行令第138条各項に規定する工作物をいう。エにおいて同じ。）の新設、増築、改築又は移転で、その高さが10メートル（擁壁にあっては5メートル）を超えるもの

エ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートル（擁壁にあっては5メートル）を超えるものであって、当該行為に係る部分が当該工作物の見付面積の2分の1以上のもの

(3) 法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

（特定届出対象行為）

第12条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為とする。

（完了届）

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかに、市長に当該行為の完了を届け出なければならない。

第5章 景観資源

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

資料3. 条例集

- 2 前項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第6章 促進地区

(促進地区の指定)

第15条 市長は、景観計画区域のうち、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進する必要があると認められる一定の地区を景観づくり促進地区（以下「促進地区」という。）として指定することができる。

2 一定の地区に住所を有する者並びにその地区内の土地又は建物の所有者及び占有者（以下「住民等」という。）は、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進するため、当該地区を促進地区に指定するよう市長に要請することができる。

3 市長は、促進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

4 市長は、促進地区を指定したときは、これを公告するものとする。

(促進地区における景観づくり活動団体)

第16条 促進地区内の住民等は、当該促進地区における景観づくりに関する活動を行うことを目的とした団体を設立することができる。

(景観づくりの基本方針の作成)

第17条 市長は、促進地区を指定したときは、促進地区内の住民等の意見を聴き、当該促進地区の景観づくりの基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。

2 市長は、基本方針を作成するに当たっては、促進地区において前条に規定する団体が設置されているときは、当該団体と協議しなければならない。

(景観計画への反映)

第18条 市長は、基本方針を作成したときは、これに基づいて促進地区の区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項その他の必要な事項を定めるため、景観計画を変更することができる。

(促進地区の解除)

第19条 市長は、次に掲げる場合には、促進地区の指定を解除することができる。

(1) 基本方針に基づいて景観計画を変更する等の方法により指定の目的を達成したとき。

(2) 基本方針を作成することができなくなった等指定の目的を達成できないことが明らかになったとき。

2 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第7章 支援

第20条 市長は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観づくりに関する活動を行う者に対し、技術的支援を行い、又は活動に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適正な保全のため必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、技術的支援を行い、又はその保全に要する費用の一部を助成することができる。

第8章 雑則

(勧告)

第21条 市長は、第6条第1項に規定する協議を行わない者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

(公表)

第22条 市長は、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、氏

名、当該事実その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 大和市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

大和市屋外広告物条例（平成19年12月21日公布）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 広告物等の制限

第1節 許可、禁止地域等（第3条―第12条）

第2節 広告物等の管理（第13条―第16条）

第3節 違反に対する措置（第17条―第25条）

第3章 広告景観形成地区（第26条―第28条）

第4章 審議機関（第29条）

第5章 雑則（第30条―第33条）

第6章 罰則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 広告物等の制限

第1節 許可、禁止地域等

（許可）

第3条 本市内に屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可の期間（以下「許可期間」という。）は、3年以内とし、別表に定める広告物及び掲出物件の種類のとおりとする。

（許可申請手数料）

第4条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請の際に別表に定める広告物及び掲出物件の種類により、手数料を納めなければならない。

（禁止地域及び禁止物件）

第5条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する区域

(2) 文化財保護法第182条第2項の規定により、神奈川県又は市が条例の定めるところにより指定した地域又は場所並びに条例の定めるところにより指定した建造物の敷地及びその周辺の地域のうち、市長が指定する区域

(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林

(4) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区

(5) 古墳、墓地又は火葬場

(6) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区域

(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域

2 交差点及び踏切並びにその周辺のうち交通安全を確保するために必要と認める地域として市長が指定する区域においては、規則で定める広告物を表示し、又は掲出物件を設置して

はならない。

3 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 橋りょう（ガード類を含む。）、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護さく、道路標識、駒止こまどめ、里程標その他これらに類する物件

(2) 街路樹及び路傍樹

(3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器

(4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件

(5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら

(6) 送電塔、送受信塔及び照明塔

(7) 煙突及びガスタンクその他これに類する物件

(8) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

4 石垣その他これに類する物件には、広告物を直接表示してはならない。

5 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

6 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

（禁止広告物）

第6条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの

(2) 著しく破損し、又は老朽したもの

(3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

(4) 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（許可の基準）

第7条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める基準に適合しなければならない。

(1) 建築物の壁面を利用するもの

(2) 建築物から突出するもの

(3) 広告塔、広告板等

(4) 電柱又は街灯柱を利用するもの

(5) 電車、自動車等の外面を利用するもの

(6) 標識柱を利用するもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が第26条の規定により指定した広告景観形成地区にあっては、第27条第2項第2号の規定により定めた基準に適合しなければならない。

（適用除外）

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条及び前条の規定は、適用しない。

(1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のため使用するポスター、看板等

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条第1項及び第3項から第6項まで並びに前条の規定は、適用しない。

(1) 案内図その他公衆の利便に供する広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの

(2) 祭典用その他慣例上使用される広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの

資料3. 条例集

- (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
- (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める要件に適合するもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条の規定は、適用しない。
 - (1) 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類する広告物で規則で定めるもの
 - (2) 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの（適用除外の特例）
- 第9条 市長は、広告物及び掲出物件が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第3条、第5条及び第7条の規定の適用を除外することができる。
- 2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。（標識票）
- 第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の一部に標識票をはり付けなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。（変更及び継続）
- 第11条 第3条第1項の許可を受けた者は、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造若しくは移転しようとするときは、更に許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。
- 2 許可期間の満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の30日前までに市長に許可の申請をしなければならない。（完了届）
- 第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の表示、設置、変更、改造又は移転が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第2節 広告物等の管理

（管理義務）

- 第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者（以下「設置管理者」という。）は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。（特定屋外広告物安全管理者の設置）
- 第14条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項に定める工作物であって、高さ4メートルを超える広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。（除却の義務）
- 第15条 設置管理者は、許可期間が満了したときは、10日以内にこれらを除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。
- 2 設置管理者は、その広告物を表示し、又は掲出物件を設置する必要がなくなったときは、これらを速やかに除却しなければならない。
- 3 設置管理者は、はり紙、ポスター等補修できない広告物がき損し、又は汚損したときは、速やかに除却しなければならない。

（除却等の届出）

- 第16条 設置管理者は、許可を受けた広告物又は掲出物件を許可期間の満了前に除却し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第3節 違反に対する措置

（違反に対する措置）

- 第17条 許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、市長は、その許可を取り消し、又は設置管理者に対して、5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。
- 2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、設置管理者に対して、5日以上を期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。
- 第18条 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときには、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）
- 第19条 法第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
 - (3) その広告物又は掲出物件の保管を開始した日
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法）
- 第20条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 前条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物は、2日間）掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第24条第1項において「所有者等」という。）を確認することができないときは、その掲示の要旨を告示すること。
- 2 市長は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。（広告物又は掲出物件の価額の評価の方法）
- 第21条 法第8条第3項の規定により、広告物又は掲出物件の価額を評価するときは、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。（保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続）
- 第22条 法第8条第3項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を売却する場合は、規則で定める方法により行うものとする。（公示の日から売却可能となるまでの期間）
- 第23条 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりとする。
 - (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月

資料3. 条例集

- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間
(保管した広告物又は掲出物件の返還の手続)
- 第24条 市長は、所有者等から保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金(次項において「売却した代金」という。)を含む。)の返還を求められたときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、市長は、所有者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって所有者等であることを証明させなければならない。
- 2 売却した代金の額は、法第8条第5項の規定により売却に要した費用に充てた場合にあっては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。
(報告及び立入検査)
- 第25条 市長は、法及びこの条例の施行に必要な限度において、設置管理者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 広告景観形成地区

(広告景観形成地区の指定)

- 第26条 市長は、良好な景観を形成するため特に必要であると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。
(広告景観形成地区の地区基本計画)
- 第27条 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本計画(以下「地区基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 地区基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 広告景観形成地区の広告物及び掲出物件に関する基本目標及び方針
 - (2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準
- 3 市長は、地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公示し、その案を当該公示の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公示があったときは、当該広告景観形成地区内の住民及び当該広告景観形成地区内における設置管理者のうち意見を有する者は、縦覧に供された地区基本計画の案について、当該公示の日から起算して30日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。
(広告景観形成地区における指導等)
- 第28条 市長は、広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、設置管理者に対し、地区基本計画に適合するよう指導及び助言をすることができる。

第4章 審議機関

(審議機関)

- 第29条 市長は次に掲げる場合は、大和市街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かななければならない。
- (1) 第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定を設けようとするとき。
 - (2) 第7条及び第8条に規定する基準等を定めようとするとき、又は第9条第1項の規定によりこの条例の適用を除外しようとするとき。

- (3) 第26条の広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするとき。
- (4) 第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするとき。

第5章 雑則

(告示)

- 第30条 市長は、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、第26条の広告景観形成地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、その旨を告示しなければならない。
(適用上の注意)
- 第31条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。
(処分、手続等の効力の承継)
- 第32条 設置管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。
(委任)
- 第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

(罰則)

- 第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。
- (1) 第3条第1項又は第5条の規定に違反した者
 - (2) 第11条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第15条第1項の規定に違反した者
 - (4) 第17条の規定による命令に違反した者
- 2 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 3 第10条の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。
(両罰規定)
- 第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(禁止地域等の指定等の手続の特例)
- 2 第29条の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、推進会議の意見を聴かないで、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定をし、並びに第7条及び第8条に規定する基準等を定めることができる。

資料3. 条例集

(経過措置)

- 3 施行日前に、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に県条例の規定に基づき適法に表示されている広告物、又は設置されている掲出物件で、第5条又は第7条に規定する基準に適合しないこととなるものは、施行日から当該広告物又は掲出物件の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数をいう。以下同じ。）の満了の日までの間（施行日における当該広告物又は掲出物件の耐用年数の残存期間が10年未満のものは、10年間）は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る県条例に規定する基準を適用するものとする。
- (大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 5 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。
- 〔次のよう〕略

別表（第3条関係）

広告物又は掲出物件の種類	単位	許可期間	手数料
はり紙、ポスター	100枚までごとにつき	1月以内	600円
広告旗	1本	1月以内	350円
広告幕	1張	1月以内	300円
アドバルーン	照明あり	1個	1,500円
	照明なし	1個	1,000円
立看板（紙張、布張）	1基	1月以内	250円
立看板（木製、金属製）	1基	3月以内	600円
はり札及び電柱、街灯柱又は標識柱を利用するもの	1枚	1年以内	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの	1台	1年以内	750円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、広告幕（懸垂装置のあるもの）又は映画看板	照明あり	1基	3年以内 2,900円（表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,900円にその超える表示面積5平方メートルまでごとに2,900円を加算した額）
	照明なし	1基	3年以内 1,700円（表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,700円にその超える表示面積5平方メートルまでごとに1,700円を加算した額）
アーチ	照明あり	1基	3年以内 9,000円
	照明なし	1基	3年以内 6,000円

備考 広告幕（懸垂装置のあるもの）及び映画看板については、その許可期間中（3年以内）は、内容変更の許可手続きを必要としない。

平成23年度 街づくり年次報告書

発行 大和市
編集 大和市 街づくり計画部 街づくり推進課 街づくり推進担当
住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1
電話 046-260-5483 / FAX 046-264-6105
E-Mail ma_suish@city.yamato.lg.jp
URL <http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-seibi/>
発行日 平成24年(2012年)5月
